

震災復興特別交付税の交付額の精算等について(総務大臣宛て)

過大に交付された震災復興特別交付税の額(支出) 28億5359万円

短期間で解消することが困難な要調整額(支出) 13億9618万円

1 震災復興特別交付税の概要等

総務省は、東日本大震災に係る災害復旧事業等の実施のために特別の財政需要があることなどを考慮して道府県及び市町村に対して特別交付税（以下、この特別交付税を「震災復興特別交付税」という。）を交付している。総務省は、震災復興特別交付税の額を算定するために省令を平成23年度以降制定して、各年度における特別の財政需要として算定の対象となる事項（以下「算定事項」という。）を定めており（以下、23年度から27年度までに制定している各省令を総称して「復興特交省令」という。）、算定事項には、国の補助金等を受けて施行する事業に要する経費のうち道府県及び市町村が負担する額（以下「補助事業等に係る地方負担額」という。）等がある。そして、総務省は、算定事項に関する基礎資料（以下「算定資料」という。）の様式、補助事業等に係る地方負担額について必要事項を各府省に確認した資料（以下「確認表」という。）等を都道府県及び市町村に送付している。

復興特交省令によれば、総務省は、震災復興特別交付税の額の算定に当たり、新たに生じる災害復旧事業等に必要な経費等の合計額（以下「交付基礎額」という。）を算定し、過年度に必要な経費の見込額等により算定した額が実績額を上回ることなどにより震災復興特別交付税の額が過大に算定されるなどと認められるときは、当該過大算定額に相当する額を交付基礎額から減額して精算するなどとされている。そして、交付基礎額から減額するなどした後の額が負数となるため減額することができない額（以下「要調整額」という。）については、翌年度の交付基礎額から減額して調整することとされている。このことから、減額の調整により要調整額が解消されるためには、翌年度以降の震災復興特別交付税の算定において、要調整額を上回る交付基礎額が算定されることなどが必要となる。

2 本院の検査結果

(1) 見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税について適切に精算が行われていなかつたり、補助事業等に係る地方負担額に算定対象とならない経費を含めたりするなどしていた事態
(注1)
3県9市4町は、見込額を用いて算定を行った災害復旧事業等に要する経費等について、23年度から26年度までの間に、補助事業等に係る地方負担額等の合計56億6296万余円を算定対象として総務省に報告するなどしており、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていた。しかし、3県9市4町においては、見込額を用いて算定された上記の経費等について、事業が完了するなどして補助事業等に係る地方負担額等の合計29億5084万余円の実績額が確定したにもかかわらず、震災復興特別交付税の算定資料の作成に当たり、事業に要した経費を見込額から実績額とすべきところ見込額のままとしていたり、同一事業の経費について誤って見込額と実績額を二重に計上していたりするなどとしていて、震災復興特別交付税計27億1211万余円が過大に交付されていた。

(注2)
また、2県2市は、災害復旧事業等に要する経費について、23、24両年度及び26年度に、補助事業等に係る地方負担額計1億4148万余円を算定対象として総務省に報告するなどして、同額の震災復興特別交付税の交付を受けていたが、算定資料の作成に当たり、確認表に記載されていた震災復興特別交付税の算定対象とならない国庫補助事業に係る経費を誤ってそのまま計上するなどしていたため、震災復興特別交付税計1億4148万余円が過大に交付されていた。

(注1) 3県9市4町 宮城、茨城、千葉各県、八戸、多賀城、大崎、稻敷、神栖、鉢田、真岡、千葉、習志野各市、柴田郡柴田、伊具郡丸森、加美郡加美、那須郡那須各町

(注2) 2県2市 宮城、茨城両県、栗原、神栖両市

(2) 現行制度では短期間で要調整額を解消することが困難となっている事態

要調整額は、震災復興特別交付税の額の算定時に、交付基礎額から過大算定額に相当する額を減額するなどした額が負数となる場合に生ずるものである。そして、要調整額は翌年度の震災復興特別交付税の額の算定時において減額調整されることになるが、東日本大震災に係る災害復旧事業等の進捗状況等により新たに災害復旧事業等の経費が生じないなどのため、翌年度以降の交付基礎額が要調整額に比べて少額であった場合などには、翌年度以降の震災復興特別交付税の額の算定時においても要調整額全額を減額調整することはできないため、要調整額が解消しないまま推移することになる。そして、要調整額は24年度末時点から増加している状況となっていて、26年度末時点では、2県281市町村で計64億5967万余円となっている。

26年度末時点で要調整額が生じていた上記2県281市町村の交付基礎額の状況についてみると、26年度末時点で要調整額が1000万円以上ある2県53市町村のうち、^(注3)25市町村において25年度以降2年間の交付基礎額が100万円以下となっていて、その要調整額は計13億9618万円に上っていた。

上記25市町村において、要調整額を解消することが困難な状況となっているのは、災害復旧事業、復興事業等の進捗に伴う新規事業の減少等により、交付基礎額が要調整額に比べて少額となるなどのためであると考えられ、要調整額を翌年度以降の震災復興特別交付税の額から減額する現行制度に基づく調整では、今後とも短期間で要調整額を解消することが困難な状況が継続すると思料され、ひいては、震災復興特別交付税が過大に交付された状況が継続することとなると認められる。

(注3) 25市町村 湯沢、鹿角、潟上、高崎、伊勢崎、幸手、新潟、長岡、三条、村上、南砺、小松、岡谷、静岡各市、斜里郡斜里、広尾郡大樹、野付郡別海、山本郡三種、南秋田郡井川、木曾郡南木曾各町、南秋田郡大潟、雄勝郡東成瀬、下伊那郡阿智、下高井郡野沢温泉、吉野郡十津川各村

3 本院が求める是正改善の処置及び表示する意見

総務省において、見込額を用いた算定額により交付された震災復興特別交付税の精算等が適切に行われるとともに、現行制度に基づく調整では短期間で解消することが困難な要調整額についてその解消が図られるよう、次のとおり是正改善の処置を求め、意見を表示する。

ア 各府省に対して、確認表に記載する補助金の確定額、補助事業等に係る地方負担額等の記載方法及び記載誤りの例について周知徹底すること（会計検査院法第34条による是正改善の処置を求めるもの）

イ 都道府県及び市町村が実績額への反映を行ったことや算定対象となる経費であることを確認するための点検項目欄を算定資料の様式に設けたり、都道府県及び市町村に対して、算定誤りの例を通知するなどして、事業完了時に実績額を把握し、見込額との差額を精算することの必要性や適切な精算及び算定を行うための留意点について周知徹底したりすること（同法第34条による是正改善の処置を求めるもの）

ウ 交付基礎額が要調整額に比べて少額であるなどのため解消することが困難となっている要調整額について、当該要調整額を解消するための方策を早期に検討すること（同法第36条による意見を表示するもの）